

障害者スポーツの振興について

1. 現状と課題

- ・ パラリンピックをはじめとする障害者スポーツにおける競技性の向上等を踏まえ、平成26年4月より障害者スポーツの所管は厚労省から文科省に移管された。また、世論調査において2020年東京大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、東京大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、東京大会を契機とした共生社会の実現の要として、障害者の社会参画を推進する観点から、障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる環境の整備が求められている。また、障害者スポーツの裾野の拡大を通じ国内外で多くのアスリートが活躍することが期待されている。【参考資料1参照】
- ・ しかしながら、
 - ①裾野拡大の取組には地域の現場レベルでの取組が不可欠であるが、障害者スポーツを所管・推進する行政部局・関係団体がスポーツ担当部局・関係団体と別々で、その連携も図られていないなど、地域における推進体制は十分でない、
 - ②障害者が専用又は優先的に使用できるスポーツ施設は114箇所であり、障害者が身近でスポーツを行う場は十分でない、

※ 全国の体育・スポーツ施設（小学校・中学校・高等学校・専修各種学校・大学・高専・公共施設・職場施設・民間施設。対象は、陸上競技場や体育館、プール等だけでなく、山の家・海の家・ボウリング場・キー場・キャンプ場等を含む）は約22万箇所（平成20年10月1日現在）

 - ③特別支援学校においては運動部活動への参加の機会が限られていたり、小・中・高等学校に在籍している障害児の体育が見学にとどまるなど、学校教育における障害児のスポーツ環境は十分でない
 - ④障害者がスポーツを行うためには周囲の人的サポートが不可欠であるが、障害者スポーツにかかわる指導者やボランティアは十分でない
 - ⑤車いすの使用により施設の床に傷がつく等を理由としてスポーツ施設の利用を断られるケースがあるなど、障害者スポーツに対する理解や協力は十分でない、

ことなどから、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は21%にとどまっている。

※ 障害者（成人）：19.2%、成人全般：40.4%、障害者（若者【7～19歳】）：31.5%、若者全般：75.6%
- ・ なお、上記のような課題を踏まえ、障害者スポーツの普及促進等について検討するにあたっては、以下の点に留意することが必要である。
 - ①スポーツ実施率の向上をはじめ裾野拡大の取組の検討にあたっては、スポーツ未実施・無関心層への対応が不可欠であることから、障害者スポーツ団体のみならず障害者当事者団体や社会福祉関係者との連携が重要。【参考資料2参照】
 - ②2020年東京大会をひかえ、「する」スポーツだけでなく「みる」スポーツの観点からも、スポーツ施設のバリアフリー化をはじめとした環境の整備が求められている。
 - ③過去のパラリンピック開催がスポーツ振興のみならず障害者の社会参加の促

進や生活環境の変化をもたらしたことや、障害者スポーツの振興がスポーツ全体の発展に大きく寄与してきたことを踏まえ、障害者スポーツの振興を契機とした障害者を巡る社会環境の充実やスポーツ界全体の発展を目指すことが必要。【参考資料3 参照】

④一般的なスポーツ振興方策とは別に特化して障害者スポーツ振興方策を検討して取り組むことが不可欠という意見がある一方で、一般的なスポーツ振興方策の中で取組を進める方が適当との意見もあり、「障害者スポーツ」という名称や概念の整理も含めて、るべき姿を見据えた検討を行うことが必要。【参考資料4 参照】

2 施策の方向性

①各地方自治体における関係機関・関係団体の連携を推進し、地域における障害者スポーツ推進体制の整備を図るとともに、地域で身近にスポーツができる環境を整備する。

(H33目標)・全ての都道府県において、障害者スポーツの所管のスポーツ担当部局への一元化も含め、障害者スポーツを推進するための総合的な体制整備が図られていることを目指す。
・半数以上の都道府県が重度・重複障害者を対象としたスポーツ事業を実施することを目指す。

(現状：8県)

②特別支援学校や総合型地域スポーツクラブを活用して、地域の障害者スポーツの場を確保する。

(H33目標)・全ての特別支援学校（平成27年度時点で1,114校）が、地域の障害者スポーツの拠点、さらには共生社会の拠点となることを目指す。

・全ての総合型地域スポーツクラブでの障害者の参加に向けて、半数以上のクラブで障害者が参加している（過去の実績「参加していたことがある」も含む）ことを目指す（現状：約4割）。
・全てのスポーツ施設のバリアフリー化に向けて、学校体育施設・社会体育施設（体育館）の約8割でスロープが設置され、学校体育施設・社会体育施設（体育館）の約7割で多目的トイレが設置されていることを目指す。（現状：①学校体育施設（体育館・校舎）：スロープの設置：66%、多目的トイレの設置：54%、②社会体育施設（体育館）：スロープの設置：59%、障害者用トイレの設置：56%）

③オリンピック・パラリンピック教育やSpecial Project 2020の推進を契機として、学校教育における障害児のスポーツ環境を充実する。

(H33目標)・全ての中高等学校・特別支援学校でオリンピック・パラリンピック教育が行われることを目指す。

・2020年に、全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することを目指す。
・全ての特別支援学校で障害者スポーツ用具が整備されていることを目指す。（現状：現在調査中で今年度末までには集計予定）
・特別支援学校の生徒をはじめ障害のある子供達が日頃の活動の成果を披露できる全国的なスポーツイベント（競技大会、発表会、交流会等）が20以上開催されていることを目指す。（現状：1大会）
・外部人材の活用等により運動部活動の基盤整備を進め、特別支援学校中等部の半数、高等部の

約 7 割で、運動部活動が設置されることを目指す。(現状：中等部約 37%、高等部：約 59%)

④養成の拡大のみならず活躍の場づくりも含めて、障害者スポーツに係る人材確保を推進する。

(H33 目標)・障害者スポーツ指導者を全国で 3 万人とすることを目指す。(現状：約 2 万 2 千人)

・障害者スポーツ指導者の「活躍する場がない」という回答の割合を半減することを目指す。(現状：約 14%)

⑤様々な障害者スポーツ大会・イベントの実施等により、障害者スポーツに対する理解促進を図る。

(H33 目標)・障害者スポーツの直接観戦経験の割合が 20% となることをを目指す。(現状：バラリンピック以外の障害者スポーツ観戦経験約 5%)

⇒平成 33 年度までに、障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率を、現状の 21% から 40% に向上させることを目指す。特に、若年層(7~19 歳)の週 1 回以上のスポーツ実施率を、将来的に若年層全般並(7 割超)とすることに向けて、現状の 31.5% から 50% に向上させることを目指す。

※上記のような施策に取り組むにあたっては、あるべき姿としては、高齢者や女性のスポーツ振興とも緊密に連携しつつ、健常者と一体となって推進すること（一般的なスポーツ振興方策の中での取組、あるいは「アダブテッドスポーツ」等障害者スポーツとは異なる概念や方向性の導入）が望ましいが、現下の状況・課題を踏まえれば、そのようなあるべき姿を 2020 年東京大会のレガシーとして将来的に実現するためにも、当面は、一般的なスポーツ振興施策とは別に特化した障害者スポーツ振興の取組の充実が必要であり、次期基本計画においても、そのような考え方の下に編集・記載をすることが適当。

3 具体的施策（案）

(1) 障害者スポーツ推進体制の整備等

- 地方自治体は、地域社会の活性化、共生社会及び健康長寿社会の実現を踏まえつつ、障害者スポーツの所管の一元化も含めた総合的な推進体制を整備するとともに、スポーツ関係団体・学校教育関係団体・障害者福祉団体等の多様な関係者の連携協働体制を構築する。国は、先進的な事例や専門的なノウハウ提供等の支援を行う。
- 地方自治体においては、総合的な推進体制の下、関係部局・関係団体のリソースを活用した様々な取組の充実を図ることが期待される（例：域内の障害者スポーツの現状・課題の把握、地域の障害者スポーツ振興プランの策定、地域の障害者スポーツの拠点整備、各種障害者スポーツ関係事業の充実、地域住民に対するワンストップでの情報提供）。
- 国・地方自治体・日障協は、障害者スポーツ団体の基盤整備やガバナンス強化を支援する。その際、NF をはじめとしたスポーツ関係団体が、障害者スポーツ種目も含めた当該競技の振興の観点から、障害者スポーツ団体への支援や一体的な取組を推進することも期待される（例：JFA による障害者サッカーへの支援、日本トライアスロン連合による健常者と障害者がともに参加できる競技大会の開催）。
- 国・地方自治体は、障害者スポーツの振興の取組にあたって、有望な選手の発掘やト

ップアスリートの養成等の競技力向上の取組との連携や、障害者スポーツに関心を持つ企業との連携等の官民連携の拡大にも配慮する。

(2) 障害者スポーツの場の確保

- 国・地方自治体は、特別支援学校への地域スポーツクラブの設置や外部指導者の活用等に取り組み、特別支援学校を活用した地域の障害者スポーツの拠点づくりを推進する。さらに、国・地方自治体・特別支援学校は、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典（「Special プロジェクト 2020」【参考資料 5 参照】）を開催し、開催の準備・運営への地域住民の参画の推進等を通じて、2020年東京大会のレガシーとして、特別支援学校を地域の共生社会の拠点とする。
- 地方自治体・総合型地域スポーツクラブ・日障協等は、地域住民の身近な場（学校体育施設、社会体育施設を含む社会教育施設、障害者スポーツセンター、障害者福祉施設、リハビリテーション施設を含む医療機関等）でのスポーツを始めるきっかけ作りをはじめ、障害者へのスポーツプログラムの提供に取り組む。国・地方自治体は、障害の有無に関わらず、さらには高齢者も一緒に取り組むことができるプログラムを含め、多様な先進事例の収集・提供等の支援を行う。
- 国・地方自治体は、スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備のため、施設管理者の障害者スポーツへの理解啓発を図るとともに、不当な差別的取扱いの解消について要請する。
- 国は、バリアフリー化をはじめとして、地方自治体が行う学校体育施設等の設備の充実を支援する。地方自治体は、バリアフリー化をはじめとして、学校体育施設等の設備の充実を図る。
- 地方自治体は、スポーツ施設の新築・改築に際して、障害者の利用促進のための環境整備に配慮することが期待される。また、既存の施設の有効活用も積極的に行い、学校体育施設等の障害者への開放を推進するとともに、廃校施設の後利用として障害者スポーツの場への活用を図ることが期待される。

(3) 学校教育における障害児のスポーツ環境の充実

- 国はオリンピック・パラリンピック教育の全国展開を推進し、地方自治体・学校は、障害者スポーツへの理解や共生社会に求められる能力の育成も含め、オリンピック・パラリンピック教育の充実を図る。
- 国・地方自治体・特別支援学校・スポーツ団体は、「Special プロジェクト 2020」の取組を通じて、特別支援学校への障害者スポーツ用具の整備や全国的なスポーツイベントの開催、運動部活動の充実を推進する。
- 国・地方自治体・大学は、特別支援学校や小中高等学校の教員が障害児のスポーツ指導を適切に行えるよう、研修等の充実を図る。
- 障害のある子供と障害のない子供のスポーツ等による交流及び共同学習を推進する。

(4) 障害者スポーツに係る人材の確保

- 日障協は、資格取得認定校（障害者スポーツ指導員等の資格が取得できる大学・短期大学・専門学校）の拡大、学校の教員や総合型地域スポーツクラブ関係者等を対象とした養成講習会の開催等、障害者スポーツ指導者の養成の拡充を図る。国・地方自治体・日障協は、資格を取得した者が地域において活躍できるよう、養成側と指導を必要とする側とのマッチング（資格取得認定校と障害者スポーツ団体間での情報共有等）、特別支援学校等での外部指導者

としての活用を推進する。

- スポーツボランティアの育成確保の取組（「スポーツ人材の育成・確保について」前回審議資料参照）の中で障害者スポーツのボランティアの育成にも取り組む。その際、障害者のボランティアへの参画（障害者による障害者への支援のみならず障害者による健常者への支援（例：観戦に来た障害のない人に障害者が障害者スポーツを説明等））も推進する。
- 国・地方自治体・スポーツ団体は、障害者スポーツのアスリートや指導者の育成に当たって、女性人材の育成にも配慮する。

（5）障害者スポーツに対する理解促進

- 国・地方自治体・スポーツ団体は、様々な障害者スポーツ大会や体験イベント、障害のある人との人がともに参加できるスポーツ大会等を開催・支援することにより、障害者スポーツに対する理解促進を図る。また、地域住民に対するワンストップでの情報提供や地元メディアと連携した地方独自の情報発信をはじめ、障害者スポーツの情報発信や広報を充実する。その際、障害者スポーツの魅力を効果的に発信するためには、障害者自身が主体的・積極的に取り組むことが重要であることに留意する。
- 国・地方自治体は、スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備のため、施設管理者の障害者スポーツへの理解啓発を図るとともに、不当な差別的取扱いの解消について要請する。【再掲】

※裾野拡大の取組の推進にあたっては、競技力向上や国際的な取組との連携も視野に審議することが望まれる。

→「国際競技力の向上について」参照（前回審議）

「スポーツを通じた国際交流・協力について」参照（今回審議）

「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

参考資料1

障害者スポーツの必要性・課題等

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するとここに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人も共に実践できるスポーツでの可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%（成人一般40.4%）。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱。
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。
- 世論調査において2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 学校長のリーダーシップにより学校の障害児のスポーツ環境を充実
- 障害児が早期にパリшинアン等と接し「知る」ことが重要
- 障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供と共に学べる実践プログラムの研究開発
- 障害者スポーツ指導者の派遣等による特別支援学校等の体育・運動部活動の充実

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 社会福祉関係団体等と連携したスポーツ未参画者や中途障害者への支援
- 福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の拡大
- スポーツ施設に来ることが困難な障害者がスポーツに関心を持ち親しむためのアトリエによる取組の充実
- 障害者スポーツ用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設などに設置されるよう支援

- スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討（休日の校舎管理、車いすの使用等）
- 障害者スポーツ指導者の養成充允（教員、スポーツ推進委員、行政職員等を対象）、現職の指導者の研修充実、障害者スポーツ経験者に対する指導者養成システムの構築
- 障害者スポーツ指導者の活動の場の充実、関係団体間の情報共有や連携協力の推進

- 様々な機会を活用した有望な選手の発掘

3 障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 学校教育におけるスポーツを通じた障害のある子供としない子供の交流、共同学習の推進
- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材（ローディネーター）の養成・確保、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 様々な障害者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施やハンドブックの配布等の運営の工夫
- 障害者自身が主体的・積極的に障害者スポーツの魅力を発信
- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- 障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫
- マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した地方独自の情報発信
- 障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実
- 「全国障害者スポーツ大会」の開催内容の見直しや充実

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 関係団体間の連携・協働組織の常設化、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」等の人的養成・活用
- 地方公共団体へ専門家を派遣して先進事例やノウハウ提供等の支援を行う仕組みの構築
- ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障害者スポーツ団体の体制整備
- 障害者自らのボランティアへの参画も含めた、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保
- 障害者スポーツに関する研究開発の推進

地域における障害者スポーツの普及促進に関する関係者に求められる役割・取組

・障害者スポーツの生きがいや生活の質の向上、地域社会や共生社会の構築に資するもの。

・障害者の題1回以上のスポーツ実施率は18.2%であり、成人一般の実施率(40.4%)と比べて低調であり、地域における障害者スポーツの普及促進が緊急の課題。

国 地方公共団体、学校、スポーツ団体、企業等が、それぞれ以下のような役割・取組を強化することが必要

	障害児のスポーツ活動の推進	障害者のスポーツ活動の推進	障害者に対する理解促進	障害者スポーツの推進体制の整備
国	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児がぐっぐーるに親しむ環境づくりの企画的な推進 ・特別支援学校等における体育・運動施設等における障害者への支援、先進的な取組事例の収集、発表 ・「ラジビアン等の障害者アスリートと接する機会」のため、オリビック・パラ・リック教育の主な展開 ・障害のある子供が元に学べる実践プログラムの研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者と障害がない人が一緒にに行うスポーツ活動の推進 ・地域における障害者スポーツによる環境づくりの企画、実施及び運営等による事例や、自ら組織するスポーツ団体の運営等による事例 ・地域における障害者スポーツ用具の販売、販売会社やスポーツ用品卸の販売、先進的な取組事例の収集、普及 ・平成25年度文部科学省による実践事業の実施に際して、地域における障害者スポーツの興味づけ ・クラブの会員登録料金等への支拂い等の実施事例の収集、普及 ・障害者スポーツの実施に際しては、各団体の会員登録料金等への支拂い等の実施事例の収集、普及 ・障害者スポーツ用具の販売、活用等 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体や関係自治会との連携により、障害者スポーツの推進 ・障害者スポーツ用具の販売、障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集、普及 ・障害者スポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集、普及 ・障害者スポーツ団体の運営等への支援、先進的な取組事例の収集、普及 ・障害者スポーツ団体の運営等への支援、先進的な取組事例の収集、普及 ・障害者スポーツ団体の運営等への支援、先進的な取組事例の収集、普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの推進体制の整備 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツに親しむ環境づくり ・場内の特別支援学校等における体育・運動施設等の普及促進の取組の推進 ・障害者スポーツ用具の設置も含め、障害者によるスポーツに親しめる施設の整備 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体等の運営等の促進 ・障害者スポーツ団体等の運営等の促進 ・障害者スポーツ団体等の運営等の促進 ・障害者スポーツ団体等の運営等の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツに親しむ環境づくり ・障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等の実施 ・障害者団体や障害者団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 ・親しみや感覚のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等の実施 ・障害者団体や障害者団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 ・インターネットやSNSを活用した情報発信の工夫 ・地元メディアと連携した地域の方針での情報発信 ・障害者スポーツ団体の運営等による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例 ・障害者スポーツ団体による事例
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校、特別支援学級、通常の学級に在籍する障害者のスポーツ環境の充実 ・特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 ・障害者スポーツ指導者の受け入れ・活用 ・オーバル・ラジビアン等の指導 ・【大学等】 ・障害者のスポーツ指導者の養成 ・資格認定校の拡大も含めた学生の障害者スポーツ指導者の資格取得の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の障害者へのスポーツ活動の場の提供 ・特別支援学校等の学校体育施設を拠点とした地域スポーツクラブの設立 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツを通じた、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の障害者スポーツの体験等を通して、保育園における障害者スポーツの推進体制への参画 【大学等】 ○障害者スポーツにに関する研究開発の推進
スポーツ団体	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校等における体育・運動部活動への支援 ・スポーツ団体等における障害者の派遣 ・障害者スポーツ指導者の養成 ・資格認定校の拡大も含めた学生の障害者スポーツ指導者の資格取得の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉関係団体等と連携した障害者への支援 ・スポーツ団体等による障害者への支援 ・中高生のスポーツ指導者の派遣 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者のスポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 ・スポーツ団体等による障害者への支援 ・中高生のスポーツ指導者の派遣 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 ・スポーツ団体等による障害者への支援 ・中高生のスポーツ指導者の派遣 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営 ・障害者スポーツ団体の運営
企業	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校等における体育・運動部活動への協力 ・自社の障害者アスリートの派遣 ・障害者雇用も含めた、障害者アスリートへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの普及促進への協力 ・自社の障害者アスリートの派遣 ・障害者雇用も含めた、障害者アスリートへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの理解と普及 ○スマスマティアによる報道の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツ推進体制への運営協力 ○障害者スポーツ用具の開発等、障害者スポーツによる研究開発の推進

障害者当事者団体からのスポーツ振興に対するご意見

1 横断的・共通的なご意見等

- ・障害者スポーツイベント等への、障害のない人の関与が重要。
- ・障害のある人との人が共にスポーツをする取組の推進が重要。
- ・障害の特性に合わせた対応が必要。
- ・障害者がスポーツをする場がなく、地域でのスポーツの拠点づくりが重要。特別支援学校を障害種別によらず利用できるようにすることや、小中学校を活用することも有効。
- ・障害者スポーツ用具は需要が少ないこともあり、全般的に高く、障害者スポーツ用具の整備が重要。
- ・場の整備などハード面のみならず、障害者スポーツ指導者に対して、実際に活動を行うためのマニュアルを提供するなど、ソフト面からの支援も重要。
- ・指導者が不足しており、障害者にスポーツを指導できる指導者を育成することや活用の場の情報提供等が重要。
- ・地域におけるサポーターやボランティアの育成が重要。
- ・社会福祉協議会等の社会福祉関係団体や、医療関係者、社会福祉関係者との連携が重要。
- ・高校の部活動と社会福祉法人との連携による取組も考えられる。
- ・関係団体の連絡調整を行うコーディネーター等、地域で障害者スポーツ振興のキーパーソンがいると取組が進む。
- ・競技力の向上だけでなく、スポーツに親しんでいない障害者がスポーツに触れて楽しめる環境をつくるなど、スポーツの裾野を広げる取組が重要。
- ・障害者スポーツのベストプラクティスの収集・提供等が重要。

2 各障害種固有のご意見等

(1) 身体障害

- ・場の確保だけでなく、スポーツ施設までの移動手段の確保が重要。
- ・重度障害者については、スポーツを始めた後のフォローが不足しており、グループを作る、障害のない人が指導するなどの工夫が必要。
- ・身体障害者は特別支援学校ではなく小中高等学校に通う者も多く、小中高等学校に通う児童生徒が、体育の授業に見学ではなく参加できるようになるとよい。

(2) 視覚障害

- ・他の障害種別に比べてスポーツをする際の難しさがあり、特に、全盲の人に対しては、スポーツの指導が非常に困難。
- ・視覚障害者については、まずスポーツの入口に立つことが重要であり、スポーツに親しむためには、手軽なスポーツを身近な場所で行えることが必要。
- ・盲学校や障害者スポーツセンターは地理的に行きづらい場所にあることが多いことから、他の障害種の特別支援学校や小中学校を視覚障害者が活用するという視点も必要。

(3) 聴覚障害

- ・聴覚障害のある人が行うスポーツは、他の障害種別のスポーツのような独自のルールを設けていないことが多く、見た目も障害のない人が行うスポーツと変わらないことから、認知度が低く、マスコミに取り上げられることも少ない状況にあり、企業からの支援も進まないことが課題。
- ・デフリンピアンを組織化した協会の立ち上げ構想もあり、デフリンピックをメインとした取組も行って欲しい。

(4) 知的障害

- ・知的障害者については、既存の施設を活用したスポーツ実施の環境整備が行いやすい一方、無理やり体を動かすのは嫌いなことなどから、まずスポーツが楽しいと実感してもらうことが重要。
- ・スポーツする意欲を引き出すための管理やマネジメントが必要であり、そのためのマニュアル等があると取り組みやすくなる。

(5) 精神障害

- ・精神障害者のスポーツについては、マスコミでもほとんど取り上げられないなど、認知度が低い。
- ・精神障害者は、人と関わることが苦手なために、スポーツをやりたがらない傾向があるが、きっかけや成功体験があれば、スポーツを好きになるし障害も回復に向かう。治療にスポーツを取り入れる動きもある。
- ・学校ではなく、作業所やデイケア施設でサークルを作り、スポーツをしている人が多いことから、学校を中心とした取組とは親和性が高い。
- ・スポーツを実施する側がやさしく受け入れてくれるなど、楽しくてなごやかな場をつくることが重要。
- ・「精神障害者のスポーツ」という枠をはめるべきではなく、障害のある人との人が一緒にスポーツを行うことが重要であり、支援者も必要。
- ・作業療法士や看護師等の医療関係者や、精神保健福祉ボランティア等の社会福祉関係者との連携が必要不可欠。

(6) 発達障害

- ・発達障害に対する社会的認知度が低く、外見でも判断しづらいことから、周囲の理解が重要。
- ・発達障害といっても個人差があるので、一人ひとりの障害の状況に応じて個別に対応することが重要。
- ・学校の先生の発達障害に対する理解が重要。
- ・発達障害の子供は運動が苦手なことが多い、スポーツが上手にできるかどうかよりも、スポーツが楽しめる環境を整えてあげることが重要。
- ・施設整備といったハード面のみならず、運動のやり方を工夫するなど、ソフト面の対策が重要。

(参考) ご意見をいただいた団体（法人格名称を除く五十音順）

- 1 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(通称「みんなねっと」)
- 2 全国手をつなぐ育成会連合会
- 3 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 4 日本身体障害者団体連合会
- 5 公益社団法人日本精神保健福祉連盟
- 6 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 7 日本発達障害者ネットワーク (JDDnet)
- 8 社会福祉法人日本盲人会連合

パラリンピック開催を契機とした障害者を取り巻く環境の変化 (1964(昭和39)年 パラリンピック東京大会)

【障害者スポーツ関係】

- 東京大会招致を契機として、1961(昭和36)年には、現在の全国障害者スポーツ大会の前身となる、「第1回身体障害者体育大会」が開催された。
- 大会開催を契機として、我が国の身体障害者スポーツの普及・振興を図る統括組織となる「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」が1965(昭和40)年に厚生省(当時)の認可を得て設立された。

【社会全般関係】

- 身体障害者を、保護すべき対象から、自立を支援すべき対象へと転換すべきとの考え方があり、1967(昭和42)年には身体障害者福祉法がこの考え方方に沿つて改正され、同時に埼玉県所沢市に設置されていた「国立身体障害者更生指導所」の名称が「国立身体障害センター」(現在の国立リハビリテーションセンター)に改称された。また、理学療法士や作業療法士の制度化も図られた。

- パラリンピック東京大会開催に尽力し、日本パラリンピックの父とも呼ばれる中村裕博士により、1965(昭和40)年に、大分県に障害者自立支援施設「太陽の家」が創設され、入所者は施設内での労働や生活を通じて自立を目指す体制が整えられるなど、障害者の社会参加が格段に進んだ。

※ 1964年のパラリンピック東京大会に出場した日本人選手53人のうち、5人の自営業者を除けば、残りの者は全て自宅又は療養所で面倒をみてもらっている者であったが、外国人のほとんどは仕事を持つており、健常者と同じような生活をしている(出典:小倉和夫「1964年東京パラリンピックが残したもの」(2015年1月、日本財団パラリンピック研究会紀要))

※ 50年前の日本は戦争の爪痕が深く残り、障害者に対する差別や偏見にあふれています。障害者の4割は職がなく、有識者であっても9割は健常者の平均収入を下回りました。障害者の社会参加そのものが困難な時代だったのです(出典:井田朋宏「障がい者スポーツの50年」(井田朋宏、スポーツゴジラ25号))

パラリンピック開催を契機とした障害者を取り巻く環境の変化 (1998(平成10)年 冬季パラリンピック長野大会)

【障害者スポーツ関係】

- 長野大会開催を契機として、「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」が「財団法人日本障害者スポーツ協会」として改称され、身体障害のみならず、精神障害、知的障害、知的障害に係る全てのスポーツ振興を統括する組織となつた。
- さらに、同協会の内部組織として「日本パラリンピック委員会」が発足し、国際競技大会への選手派遣や国内の選手強化が実施されることとなつた。

- 新聞写真報道において、パラリンピックの記事が社会面ではなく、スポーツ面に掲載されることが増える※など、障害者スポーツが「スポーツ」として捉えられるようになつた。

※ パラリンピック期間中(1996年から2002年)に朝日、毎日、読売、中日各紙に掲載された新聞写真記事の数
1面:119(18.8%)、社会面:214(33.8%)、スポーツ面:214(33.8%)、特集面:86(13.6%)

【社会全般関係】

- 長野大会では、6,908名の登録ボランティアが長野に集まるなど、ボランティア活動がレガシーとして遺された。
- 鉄に近い重い素材で作られていた車いすが、アルミニウム製となり軽量化が図られるようになるなど、障害者スポーツに係る競技用器具の開発技術が、障害者の日常生活用の器具にも応用されるようになり、障害者の日常生活に大きな変化をもたらした。

- 長野大会開催以降、ノンステップバス等の低床バスの導入が進み※、バリアフリー化が促進された。

年(平成)	8	9	10	11	12	13	…	26
車両数(台)	19	145	433	840	1,289	2,294	…	21,074

※ ノンステップバスの車両数の推移(資料出所:国土交通省自動車局調べ)

障害者スポーツに関する名称について

○ パラスポーツ

- ・ パラリンピックのパラの語源はパラフレジア（肢体不自由）であったが、1988 年のソウルオリンピック・パラリンピックから、para（もう一つ）と整理され、正式名称として使用されることになった。
- ・ その後、パラリンピックの正式競技だけでなく、障害者スポーツ全体を指し示す言葉として「パラスポーツ」が使われることがある。ただし、障害者スポーツ全体を指し示す言葉として使われる場合がある一方、現在でも、パラリンピック競技のみを指し示す言葉として使われる場合が多々ある。
- ・ 日本では、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が、IPC 許諾の下、2014 年 3 月に組織の英語名称を「Japanese Para-Sports Association」としている（その前は「Japan Sports Association for the Disabled」を英語名称として使用）。

○ アダプティッド・スポーツ

- ・ スポーツのルールや用具を実践者の障害の種類や程度に合わせたものであり、「その人にあったスポーツ」という意味合いである。その主な対象は、障害者や高齢者などである。
- ・ アダプティッド・スポーツの概念は、障害などのある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境を包括したシステム作りが大切であるとの考え方に基づいている。
- ・ 日本で最初に提言された考え方とも言われており、日本では 2006 年に「日本アダプティッド体育・スポーツ学会（Japanese Society for Adapted Physical Education and Exercise）」が設立されている。
- ・ 我が国では名古屋大学矢部京之助名誉教授、日本福祉大学の藤田紀昭教授などの障害者スポーツ研究者が提唱している。

(参考)

- ・ 矢部京之助、斎藤典子（1994）：「アダプティッド・スポーツ（障害者スポーツ学）の提言～水とリズムのアクアミクス紹介～」（女子体育）
- ・ 藤田紀昭（2008）：「障害者スポーツの世界—アダプティッド・スポーツとは何か—」（角川学芸出版）

○ ユニファイドスポーツ®

- ・ スペシャルオリンピックスが国際的に推進している取組であり、日本では、「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」が展開している取組である。アスリートとほぼ同人数のパートナー（知的障害のない同程度の競技能力の人）とチームを組み、練習や競技を行う活動である。なお、この名称はスペシャルオリンピックスにより商標登録されている。

○ 障害者スポーツ

- ・ 障害のない人を基準に行われているスポーツの方法や場面をそのまま適用することが“困難である”“危険である”“障害を悪化させるおそれがある”などにより、競技規則や用具を一部変更し、改良することで、安全に楽しくかつ公平に行うことができるよう、障害の状況に合わせて行っている実態を広く「障害者スポーツ」というとされている。
- ・ 現在、文部科学省令（文部科学省設置規則）に基づき、障害者スポーツ振興室が設置され、障害者スポーツの振興に関する企画立案等を行っている。

（参考）障害者スポーツ指導教本（（公財）日本障がい者スポーツ協会 編）

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が“笑顔になる祭典へ

文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、全国の特別支援学校で、スポーツのみならず「ほんものの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会・地域住民の主体的な参画

事業内容

①企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに、関係機関とのネットワーク構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤整備

全国の特別支援学校でスポーツ活動等の充実を図るために、障害者スポーツ用具等の整備を行う。

④モデル事業の実施

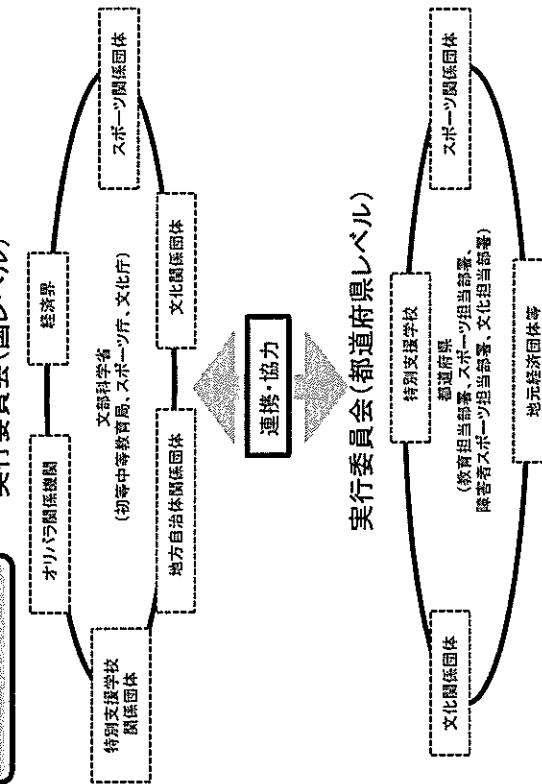
具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るために、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制

実行委員会(国レベル)



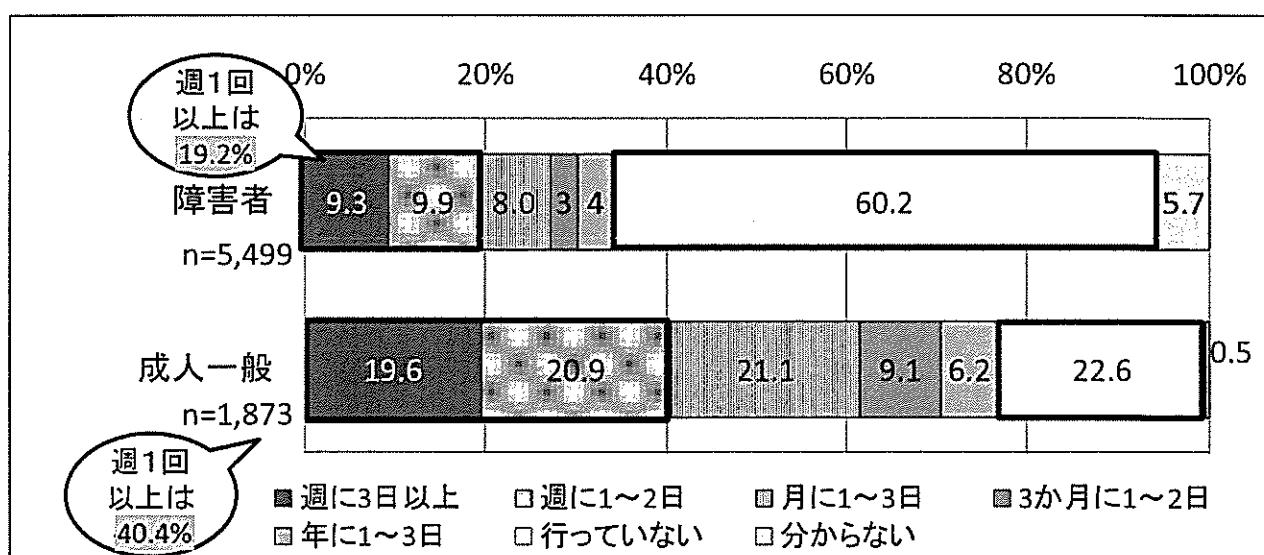
効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

障害者スポーツに関するデータ集

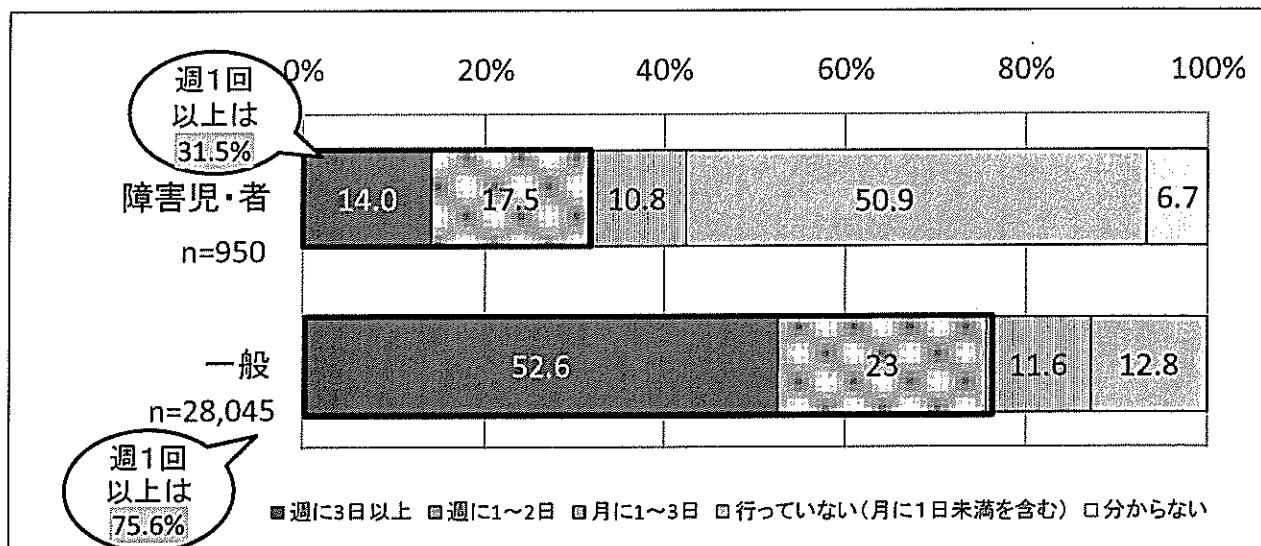
平成28年9月

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・平成27年度スポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書」
 ・内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(附帯:テロ対策に関する世論調査)」(平成27年6月)

スポーツ・レクリエーションを行った日数(7~19歳)



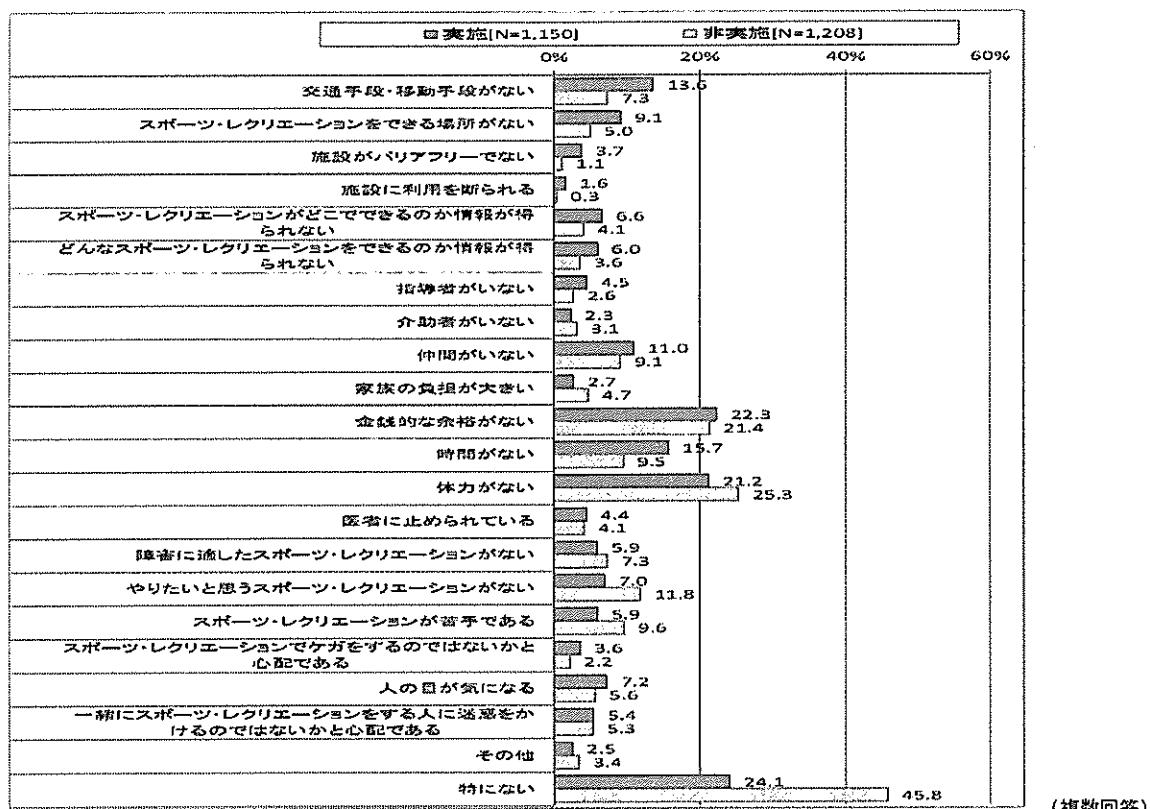
(出典)・平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書」

「スポーツ・レクリエーションを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。」という質問に対する回答を集計したもの。

・スポーツ庁「平成27年度体力・運動能力調査報告書」(平成28年10月)

「運動やスポーツをどのくらいしていますか(学校の体育の授業をのぞきます)」という質問に対する回答を集計したもの。

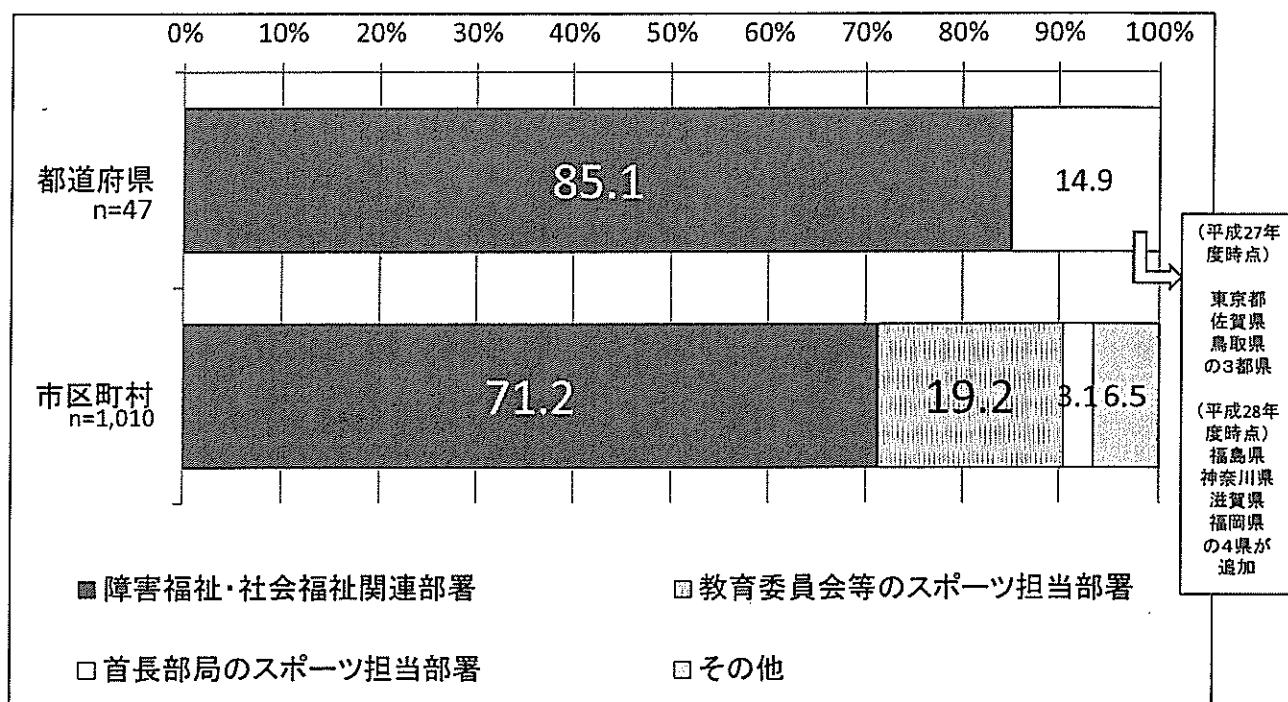
障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁



(複数回答)

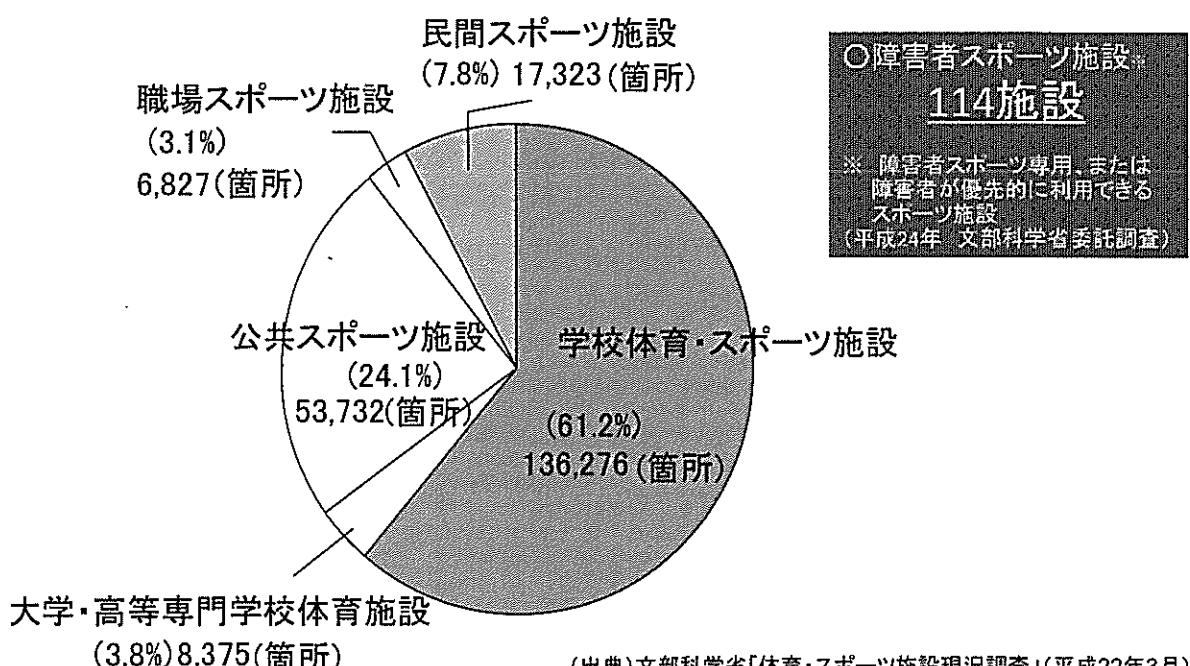
(出典)・平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書」

地方公共団体における障害者スポーツの担当部署



(出典)文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』
※ 都道府県は平成28年度、市区町村は平成24年度の状況

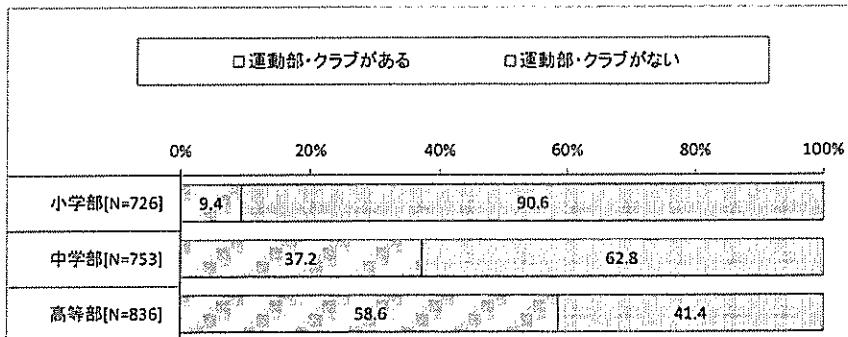
体育・スポーツ施設数(設置者別)



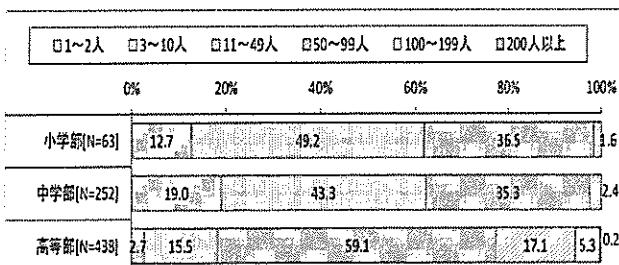
(※)「学校体育・スポーツ施設」とは、公(組合立を含む)、私立(株式会社立を含む)の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。

特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況①

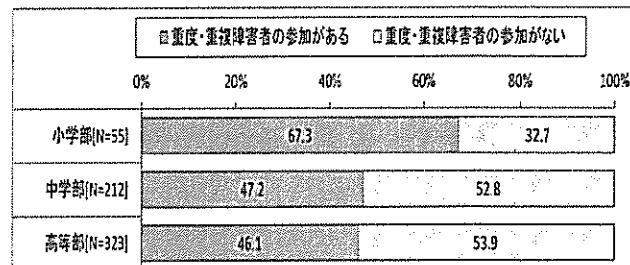
①運動部・クラブの有無



②運動部・クラブの人数(延べ人数)



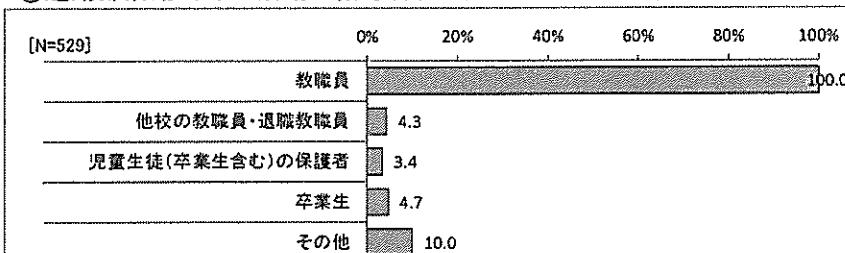
③重度・重複障害者の参加(重度・重複障害者在籍校のみ)



(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

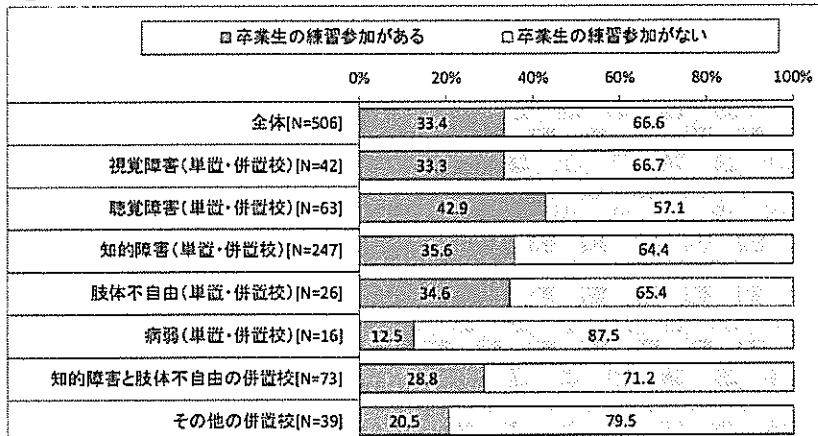
特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況②

④運動部活動・クラブ活動の指導者、サポートスタッフ(複数回答)



注)運動部・クラブがある学校のうち、指導者、サポートスタッフの質問に回答した529校を対象に集計

⑤運動部活動・クラブ活動における卒業生の練習参加状況

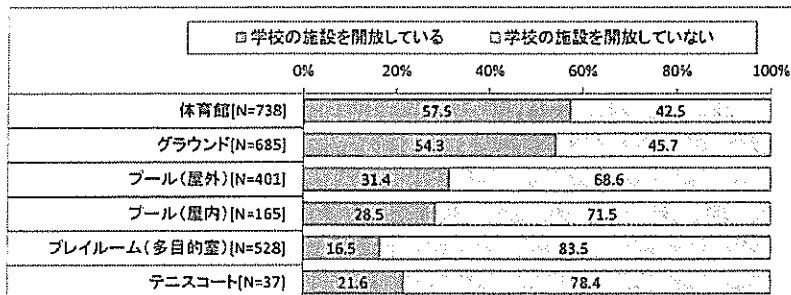


注)有効回答数876のうち、学年ごとに運動部・クラブの質問に回答した学校を対象に集計

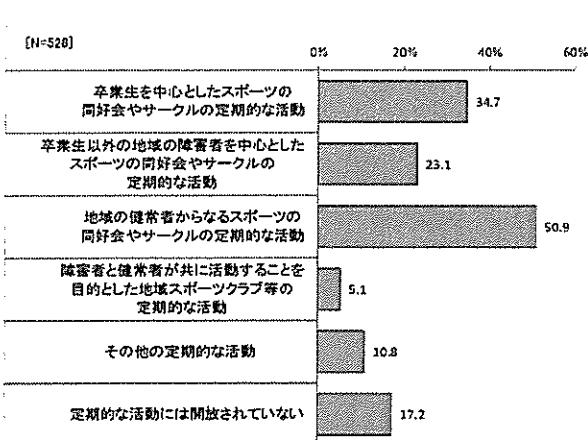
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

特別支援学校の学校開放の状況

①学校体育施設の事項の幼児児童生徒以外への開放状況(複数回答)



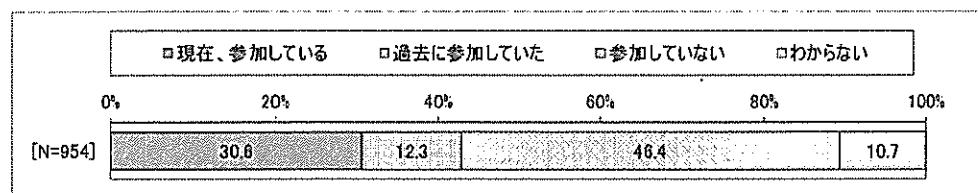
②学校体育施設で行われている活動(複数回答)



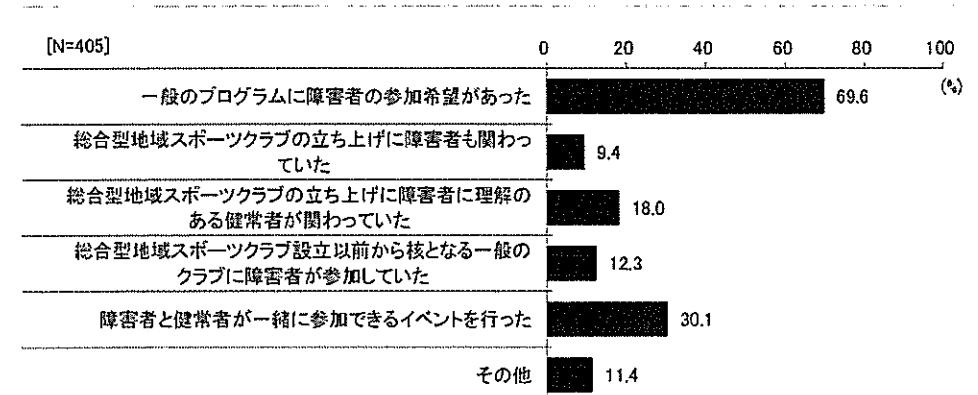
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況

①総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況

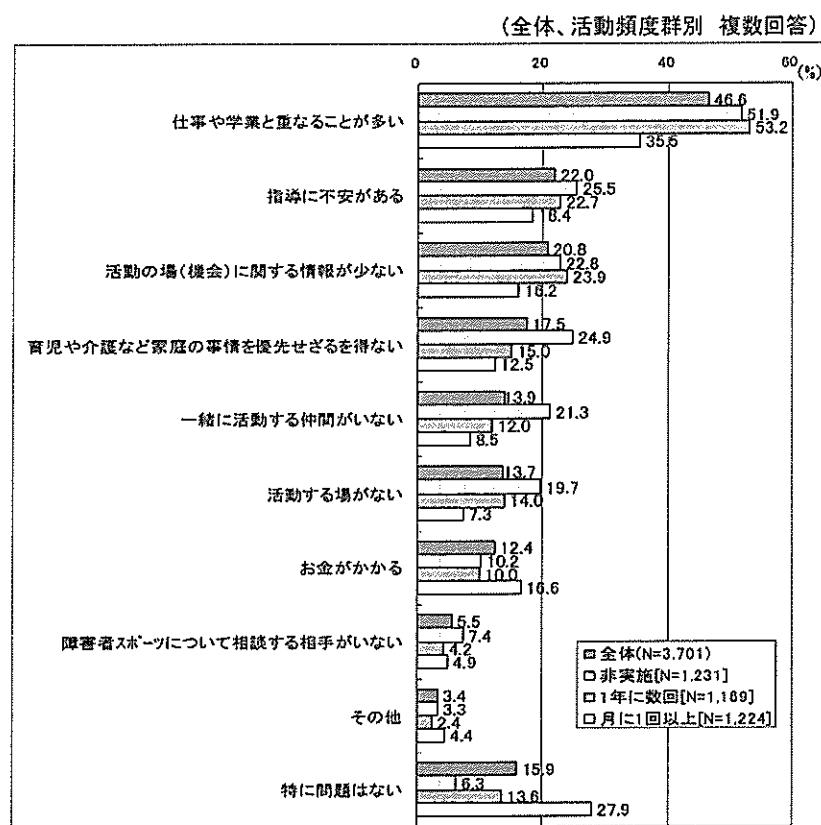


②障害者が参加した経緯(複数回答)



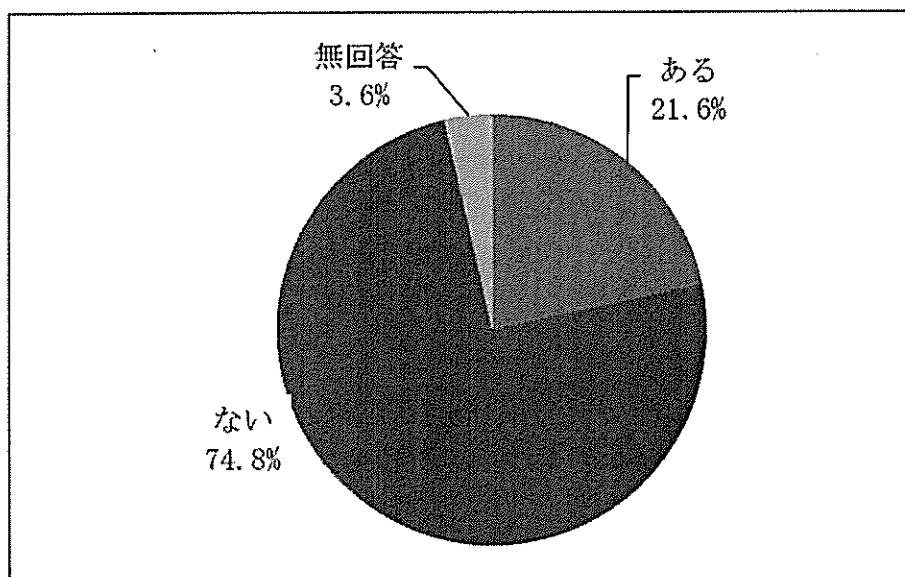
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点



(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた経験、 条件付で認められた経験の有無(パラリンピック選手)



全 : n=111, リオ大会 : n=97, ソチ : n=14

(出典)一般財団法人パラリンピアンズ協会「パラリンピック選手の競技環境 その意識と実態調査」報告書(平成28年8月)

(公財)日本障がい者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者等の登録状況

- 地域の身近な障害者にスポーツの生活化を促進する「初級障害者スポーツ指導員」19,020名。
- 障害者スポーツ指導員の数は過去20年間で大きく増加したが、ここ10年は横ばいとなっている。

障害者スポーツ指導員（初級）

（全国：19,020名）（18時間以上の講習）

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

障害者スポーツ指導員（中級）

（全国：2,859名）（56時間以上の講習）

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルで活動する。（全スポーツ選手団のコーチ）

障害者スポーツ指導員（上級）

（全国：767名）（52時間の講習）

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。（全スポーツ選手団の監督）

障害者スポーツコーチ

（全国：134名）

※人数は各年12月31日時点

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。（パラリンピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ）

障害者スポーツ医

（全国：330名）

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。（パラリンピックなどの国際大会の帯同医・医務員）

障害者スポーツトレナー

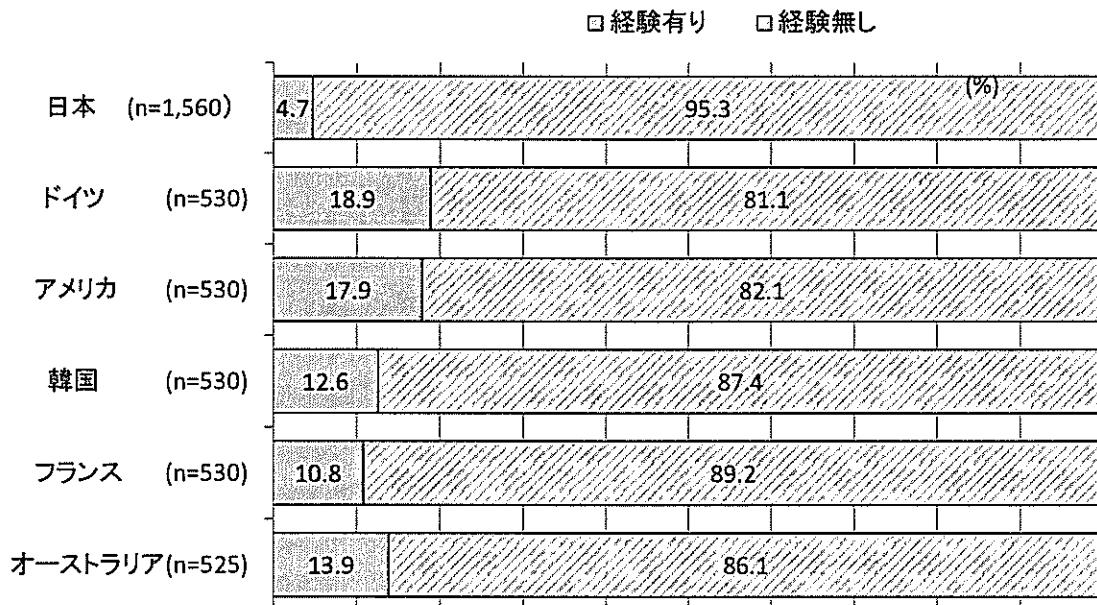
（全国：113名）

PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼灸師等の国家資格、又は日本協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。

※人数は平成27年12月31日現在

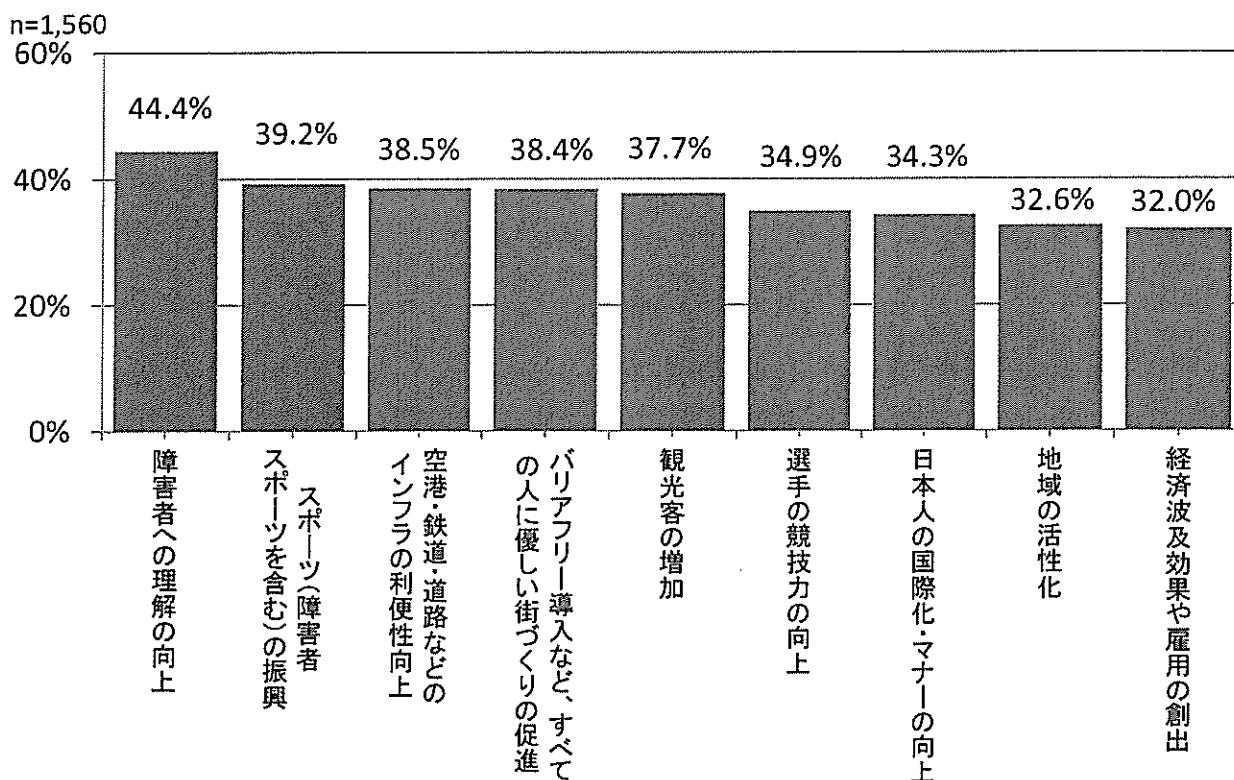
（出典）（公財）日本障がい者スポーツ協会調べ

パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験【各国比較】



（出典）日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書（平成26年11月）

東京オリンピック・パラリンピックの効果等に関する意識



(出典)内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年8月)に基づき文部科学省作成